

インバウンドプロモーション業務企画提案仕様書

1 業務名

インバウンドプロモーション業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

香港及び糸島市内

4 目的

本市では、令和3年度から令和6年度にかけて、香港における糸島製品の販路開拓事業を継続的に実施してきた。こうしたプロモーションの積み重ねにより、香港市場における本市の知名度は着実に向上している。その成果として、令和6年の本市における外国人宿泊者数延べ10,171人のうち、香港からの宿泊者数は2,682人と最多を占めるに至った。

こうした背景を踏まえ、香港における「ブランド糸島」の地位を確固たるものとし、継続的に選ばれるインバウンド観光地としての定着を図るために本業務を実施する。

具体的には、香港人観光客の高い旅行消費単価を最大限に活かし、宿泊者数のさらなる増加と滞在時間の延長を促進することで、糸島市内（以下市内）での消費拡大および市内事業者の収益向上を実現し、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

また、単なる誘客に留まらず、市内事業者向けの講習会等を通じて受入環境の強化を図ることで、観光地として持続的に成長できる環境も整備する。

5 業務概要

- ・インフルエンサーの招へいや市公式 SNS の活用により、個人旅行者へ向けて糸島市の自然や食の魅力を広く拡散する。
- ・現地旅行会社への継続的なセールスコールを実施し、定番スポットの日帰り周遊から、市内宿泊・消費を伴う滞在型ツアーへの転換を促す。
- ・現地観光セミナーの開催や糸島産品（牡蠣・あまおう等）を活用した飲食店フェアを通じ、インバウンド先として選んでもらうと同時に、糸島市の知名度向上と直接的な販路拡大に繋げる。
- ・市内事業者向けに受け入れに関する講習会を開催し、接客ノウハウの共有や受入環境の整備を支援する。

6 業務内容

- ・業務内容は次に掲げるとおりとし、業務の実施に当たっては、発注者に具体的な内容の確認及び了承を得て実施すること。
- ・企画提案書には、業務内容を踏まえ、より効果的な実施につながる具体的な手法を明記して提案すること。
- ・本業務の実施に要する一切の費用は、発注者が別に負担すると明記したものを除き、受託事業者の負

担とする。

- ・受注者は、各業務の実施に当たり、成果指標（以下「K P I」という。）を設定し、企画提案時にその達成手法及び測定方法を示すこと。なお、各業務におけるK P Iは本仕様書に示す最低目標を満たすものとし、これを上回る提案を妨げない。
- ・本業務により作成したパンフレット、映像、写真、営業資料、SNS投稿データ、セミナー資料、講習会資料、アンケート結果、報告書等の成果物は全て、電子データにより発注者へ提出すること。また、本業務により作成又は取得した写真、映像、原稿その他の素材については、発注者が観光PR等の目的で二次利用できるよう、受注者において必要な権利処理を行うこと。詳細は発注者と協議の上、決定すること。
- ・本業務で作成する現地向け資料、SNS投稿、パンフレット等は、繁体字を基本とし、必要に応じて英語又は日本語を併記すること。

(1) インフルエンサーの招へい及びSNSでの発信

- ①インフルエンサーのプロフィール、選定理由、発信媒体、発信内容、過去の発信実績、フォロワーの属性（性別、世代別等）、想定リーチ数等、プロモーション効果が見込まれる指標を、可能な限り企画提案段階で提示すること。
- ②SNS等で発信する情報については、日帰り観光ではなく、市内での消費につながる宿泊滞在を基本とし、企画提案時にモデルコース等を提案すること。
- ③招へいに当たっては、滞在支援、活動支援、情報発信の管理、発信内容の確認及び必要に応じた修正対応等について、適切に管理及び監督を行うこと。
- ④SNS等での発信に当たっては、香港市場に適した言語及び表現を用いるとともに、糸島市の魅力が効果的に伝わる写真、動画等とすること。
- ⑤受注者は、インフルエンサー起用に伴う炎上、不適切表現、誤情報発信、各媒体において求められる表示等のリスクに十分留意し、問題が生じた場合は、速やかに発注者へ報告の上、必要な対応を行うこと。
- ⑥実施後は、発信内容、投稿日時、投稿媒体、リーチ数、エンゲージメント数等を整理し、発注者に報告すること。

【K P I（最低目標）】

- ①招へいするインフルエンサー数：2名以上
- ②インフルエンサーによる発信件数：合計4件以上
- ③インフルエンサーの発信による総リーチ数：提案すること

(2) 現地旅行会社へのセールスコール

- ①香港の現地旅行会社を対象に、糸島市内での宿泊、飲食、体験等の消費を伴う旅行商品の造成及び送客に向けたセールスコールを実施すること。
- ②対象とする旅行会社については、訪日旅行商品の取扱実績、個人旅行者向け商品の造成実績、富裕層向け商品の販売力等を踏まえて選定し、企画提案時に対象先、選定理由、実施方法、実施回数等を示すこと。
- ③セールスコールに当たっては、糸島市の観光資源、宿泊施設、飲食、体験コンテンツ、アクセス

情報等を整理した営業資料を作成し、旅行会社に対して効果的な提案を行うこと。

- ④提案内容は、定番観光地と組み合わせた日帰り周遊に留まらず、市内宿泊を含む滞在型旅行商品や、高付加価値な体験を組み込んだ個人旅行向け商品の造成につながるものとする。
- ⑤旅行会社からの意見、要望、課題等を把握し、必要に応じて市内観光事業者とのマッチング、モデルコースの提案、観光素材の提供等を行い、具体的な商品造成及び販売につなげる。
- ⑥実施後は、訪問結果、商談内容、旅行会社の反応、今後の対応方針等を整理し、発注者に随時報告すること。あわせて、商品造成や送客に向けた継続的なフォローアップを行うこと。

【K P I（最低目標）】

- ①セールスコール実施先数：8社以上
- ②継続商談先数：3社以上
- ③モデルコース又は旅行商品造成に向けた具体協議案件数：1件以上

(3) 現地での観光セミナーの開催

- ①香港において、消費者を対象とした糸島市の観光、宿泊、食、体験等の情報を紹介するセミナーを1回実施すること。
- ②個人旅行を主なターゲットとし、香港在住で情報発信力が高いインフルエンサー等を活用するなど、インバウンドの増加につながる内容とすること。
- ③セミナーでは、パンフレットや映像（本業務予算で新規作成するものを含む。）等を作成し、市内の観光スポット、グルメ情報、宿泊情報等を紹介すること。
- ④市内観光事業者と連携して、富裕層や個人旅行者が好む観光ルートを作成し、セミナーで紹介すること。
- ⑤セミナーの開催に当たっては、会場の手配、参加者募集、当日の運営、アンケートの実施及び結果の取りまとめを行い、発注者に報告すること。
- ⑥必要に応じて、参加者に対し、糸島市に関するパンフレット、ノベルティ、観光情報等を配布し、来訪意欲の喚起を図ること。

【K P I（最低目標）】

- ①開催回数：1回
- ②参加者数：30名以上
- ③アンケート回収率：70%以上
- ④参加者満足度：80%以上

(4) インバウンド受け入れ講習会の開催

- ①市内事業者向けに、インバウンド受け入れに特化した講習会を、市内において対面で1回以上開催し、準備から開催まで受注者が行うこと。
- ②講習内容については、香港市場の特性、訪日香港人旅行者の嗜好、接客対応、情報発信、受入環境整備等、市内事業者の実務に資する内容を含めること。
- ③講習会に参加した事業者で、支援を求める事業者に対しては、継続的に支援を実施すること。なお、具体的な支援の方法については提案すること。

- ④講習会終了後は、参加者数、実施内容、参加者アンケートの結果、今後の支援方針等を取りまとめ、発注者に報告すること。

【K P I（最低目標）】

- ①開催回数：1回以上
- ②参加事業者数：15事業者以上
- ③参加者満足度：80%以上

(5) 現地飲食店での糸島フェアの開催

- ①香港の飲食店において、糸島産の食材を使った料理を提供するフェアを1回実施すること。
- ②糸島市を体感してもらうことを目的とし、食材だけでなく加工品(酒、調味料等)も提供すること。
(現地消費者への提供は有償を基本とする。)
- ③フェアの期間は14日間以上とする。
- ④店舗において、映像やパンフレット等(本業務予算で新規作成するものを含む。)を用いて、糸島市の観光スポットや糸島産品を紹介するなどの情報発信を行うこと。
- ⑤香港在住のインフルエンサー等を活用し、フェア実施のPRを行うこと。
- ⑥フェアと並行して、下記(6)を活用し、SNS等で糸島市の認知向上のための情報発信を行うこと。
- ⑦流通ルートについては、イベント用の一時的なルートではなく、業務実施後も継続して輸出が可能な輸出事業者又は現地卸売事業者を経由して実施すること。
- ⑧実施後は、提供メニュー、実施店舗、実施期間、PR内容、来店者の反応、販売状況等を取りまとめ、発注者に報告すること。

【K P I（最低目標）】

- ①開催回数：1回以上
- ②実施期間：14日以上
- ③糸島産食材又は加工品の活用品目数：5品目以上
- ④フェア提供メニュー数：3品以上
- ⑤フェアに係るPR発信件数：4件以上

(6) SNSによる情報発信

- ①本市が用意するSNSメディア(Facebook)等を利用して、糸島市に関する投稿を契約終了まで月4回以上行うこと。
- ②投稿内容については、観光のPRを基本とし、現地飲食店での糸島フェア等、本業務で実施する各業務の内容も投稿すること。
- ③投稿に当たっては、香港市場に適した言語及び表現を用いるとともに、必要に応じて画像、動画等を活用し、閲覧者の関心喚起につながる内容とすること。
- ④本市が用意するSNSメディア以外を利用する場合は、業務終了後に、当該SNSアカウント及び運用に係る必要な情報を本市へ提供すること。
- ⑤投稿実績については、投稿日時、投稿内容、リーチ数、エンゲージメント数等を整理し、定期的に

発注者へ報告すること。

- ⑥投稿に当たっては、第三者の権利を侵害しないよう留意するとともに、投稿内容に関する問い合わせや指摘があった場合は、速やかに発注者へ報告し、必要な対応を行うこと。

※参考：糸島市公式 Facebook 令和8年6月時点のフォロワー数2,020人

https://www.facebook.com/Itoshima.HK/?locale=ja_JP

【KPI（最低目標）】

- ①投稿回数：月4回以上
- ②各月の運用レポートを提出

（7）現地での情報収集

- ①香港において、本業務が関与していない本市に関する情報発信（現地メディアでの記事掲載やSNSでの投稿等）があれば、可能な限り随時報告すること。
- ②契約期間中は、現地飲食店や現地小売店等での糸島産品の使用状況及び販売状況を可能な限り調査し、報告すること。
- ③香港における訪日旅行の市場動向、旅行者ニーズ、競合地域の動向等についても情報収集に努め、本業務の改善に資する内容を発注者に報告すること。
- ④現地で得られた情報については、発注者が次年度以降の事業展開に活用できるよう、整理及び分析の上、報告書に記載し、提出すること。

（8）糸島市職員による現地視察

- ①糸島市職員による現地視察を1回実施すること。
- ②効果的な現地視察とするため、今回業務の他の事業と併せて実施すること。
- ③観光誘客につながる有益な訪問先や面談相手を設定すること。
- ④視察は2泊3日（令和9年1月下旬頃を想定）の2名とし、糸島市職員の現地までの航空運賃及び宿泊費は本業務費に含めないが、それ以外の現地でのアテンド及び通訳等については、本業務で手配し、費用を負担すること。
- ⑤視察の実施に当たっては、事前に行程案、訪問先概要、面談目的等を整理した資料を作成し、発注者に提出すること。

7 その他の要件

- （1）本業務の実施に当たっては、発注者との調整会議を必要回数設け、本業務が円滑に行われるよう調整すること。なお、スケジュールは発注者の都合により変更する場合がある。
- （2）本業務の実施に当たっては、発注者及び関係先と十分な連絡及び調整を行うこと。
- （3）発注者との調整会議は、糸島市役所会議室又は発注者が指定する場所で行うものとする。なお、発注者が認める場合は、オンラインにより実施することができる。
- （4）本業務に付帯する経費並びに調整会議及び打合せ等、本業務の実施に係る必要経費は、すべて受注者の負担とする。
- （5）本業務の実施に係るトラブルへの対応は、原則として受注者の責任において行うこと。
- （6）受注者は、糸島市の信用を失墜させる行為をしてはならない。

- (7) 個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び糸島市の関係例規を遵守し、個人情報を含む資料については、適切かつ厳重に管理すること。
- (8) 受注者は、関係者の事故や災害等の緊急事態が発生した場合や、機器等の障害が発生した場合等においても、委託業務の遂行に支障を来すことがないように、十分な対応策及び緊急時の体制を整備すること。
- (9) 受注者は、業務の一部を再委託に付する場合は、書面により再委託先との契約関係を明確にしておくとともに、再委託先に対して適切な指導及び管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託先は、「インバウンドプロモーション業務に係る公募型プロポーザル実施要領」の「5 参加資格要件」を満たしておくこと。
- (10) 受注者は、本業務の実施に当たり、関係法令、関係規程及び公序良俗を遵守すること。
- (11) 受注者は、SNS運用、インフルエンサー起用、現地イベント実施等に当たり、風評被害、炎上、誤情報発信その他のリスクを想定した運用体制を整備し、問題が発生した場合は速やかに発注者へ報告の上、必要な対応を行うこと。

8 中間報告書、実績報告書の提出等

- (1) 受注者は、12月14日（月）までに中間報告書に関係書類を添えて発注者に提出すること。
- (2) 中間報告書には、少なくとも次に掲げる事項を記載すること。
 - ア 各業務の実施状況
 - イ 各業務に係るKPIの進捗状況
 - ウ 実施済みの広報、営業、イベント等の内容
 - エ 今後の実施予定及び改善方針
 - オ 成果物一覧及び提出データの内容
- (3) 受注者は、委託業務完了の日から10日以内、又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書に成果物、支出書類、データ等関係書類を添えて発注者に提出すること。
- (4) 実績報告書には、少なくとも次に掲げる事項を記載すること。
 - ア 各業務の実施内容及び成果
 - イ 各業務に係るKPIの達成状況
 - ウ 投稿実績、商談実績、参加者数、販売状況等の定量的実績
 - エ アンケート結果その他の定性的評価
 - オ 本業務全体の課題及び次年度以降に向けた提案
 - カ 成果物一覧及び納品データ一覧
- (5) 受注者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務完了後、5年間はこれを適切に保存しなければならない。
- (6) 受注者は、前項の帳簿等について、委託業務完了後も5年間は、発注者から提出を求められた場合は提出しなければならない。
- (7) 成果物の電子データは、発注者が容易に閲覧、編集又は二次利用できる形式により提出すること。提出形式の詳細は、発注者と協議の上、決定すること。

9 留意事項等

- (1) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。

- (2) 本業務に関する内容を発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩等してはならない。
- (3) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (4) 本仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受注者は発注者と協議の上で決定するものとする。
- (5) 本業務により作成した成果物、取得したデータ、写真、映像、原稿その他の資料については、発注者の承諾なく第三者に使用させてはならない。
- (6) 受注者は、本業務に関連して知り得た秘密を、契約期間中及び契約終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- (7) 受注者は、本業務の実施に当たり、著作権、肖像権、商標権その他第三者の権利を侵害しないよう必要な措置を講じること。万一、権利侵害等により紛争が生じた場合は、原則として受注者の責任及び負担において解決すること。
- (8) 受注者は、成果物の納品後であっても、発注者から説明又は補足資料の提出を求められた場合は、誠実に対応すること。